

議案第 2 1 号

鯖江市税条例の一部改正について

鯖江市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

福井県国民健康保険運営方針に基づき、県内保険料算定方式の統一に向けて、国民健康保険税率等の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市税条例の一部を改正する条例

鯖江市税条例（昭和30年鯖江市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第151条第1項中「100分の5.9」を「100分の6.1」に改める。

第152条中「100分の11」を「100分の6」に改める。

第156条中「100分の3」を「100分の1」に改める。

第157条中「7,600円」を「8,100円」に改める。

第159条中「100分の1.9」を「100分の2」に改める。

第160条中「100分の2」を「100分の1」に改める。

第174条第1項第1号ウ中「5,320円」を「5,670円」に改め、同項第2号ウ中「3,800円」を「4,050円」に改め、同項第3号ウ中「1,520円」を「1,620円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,140円」を「1,215円」に改め、同号イ中「1,900円」を「2,025円」に改め、同号ウ中「3,040円」を「3,240円」に改め、同号エ中「3,800円」を「4,050円」に改める。

第175条の3第1項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「（平成25年法律第27号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の鯖江市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。